

事 務 連 絡

令和2年(2020年)10月28日

診療・検査医療機関の設置者 様

滋賀県健康医療福祉部長

(公 印 省 略)

**滋賀県感染症外来協力医療機関等設備整備事業費補助金（感染症外来協力
医療機関区分）に係る追加募集の実施について**

平素は本県の保健医療行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、今冬の新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備え、発熱等の症状のある人が地域の身近な医療機関で迅速に必要な診療・検査を受けられる体制の整備に取り組んでいます。

診療・検査を実施いただくに当たり、設備整備を必要とされる診療所において、ご活用いただける標記補助金交付要綱を制定していますので、今年度当該補助事業を活用される場合には、別紙を御参照いただき、期日までに事業計画書を提出いただきますようお願いいたします。

なお、当該事業の予算に限りがあるため、補助金の対象となる費用について全額を交付できないこともありますので、ご承知おきください。

滋賀県健康医療福祉部医療政策課

感染症対策室 担当：井上

TEL：077-528-3586 FAX：077-528-4866

E-mail：coronataisaku6@pref.shiga.lg.jp

感染症外来協力医療機関設備整備事業の実施について

1. 提出期限 令和2年11月27日（金）
2. 提出資料 ①感染症外来協力医療機関事業計画書（様式第26号）
②参考資料（製品カタログ、見積書等）
3. 留意事項
 - 当該事業は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用して実施する事業であることから、令和2年4月1日以降に実施するものを対象とします。
 - 要綱第4条の表「感染症外来協力医療機関」区分に記載されている以下の設備を対象とします。なお、個人防護具は、今回の追加募集の対象外です（国からの直接配布等、他の制度をご活用ください。）。
 - (1) HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応なものに限る。）
 - (2) HEPA フィルター付きパーテーション
 - (3) 簡易ベッド
 - (4) 簡易診療室および付帯する設備
 - 令和2年度中に設備の納品・支払が完了しないものは、補助対象とすることができません。
 - 各様式の電子媒体を希望される場合は、下記までメールを送ってください。電子媒体を添付のうえ返信します。

メールの表題は「感染症外来協力医療機関設備整備補助金様式送付について」とし、本文に医療機関名・担当者名を記入願います。

<担当連絡先> 滋賀県健康医療福祉部医療政策課感染症対策室 井上

TEL : 077-528-3586 FAX : 077-528-4866

E-mail : coronataisaku6@pref.shiga.lg.jp
 - 予算に限りがあるため、補助金の対象となる費用について、全額を交付できないことがあります。

滋賀県感染症外来協力医療機関等設備整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関施設整備事業実施要綱」および令和2年4月30日医政発0430第5号・健発0430第1号厚生労働省医政局長健康局長連盟通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱」により、市町（一部事務組合を含む。）および医療法第7条の規定に基づく開設の許可を受けた医療機関および医療法第8条の規定に基づく届出をした診療所が設置する感染症外来協力医療機関等（以下単に「感染症外来医療機関等」という。）の設備整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、感染症外来医療機関等の設備整備に要する経費について補助することにより、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図ることを目的とする。

(補助の対象)

第3条 この補助金は、感染症外来協力医療機関等の設備整備事業を対象とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

(1) 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

1.区分	2.基準額	3.対象経費
新型インフルエンザ等患者入院医療機関	(1) 初度設備費 1床当たり 133,000円 (2) 人工呼吸器及び付帯する備品 知事が必要と認めた額×台数 (3) 個人防護具 3,600円×知事が必要と認めた人数分 (4) 簡易陰圧装置 4,320,000円×知事が必要と認めた病床数 (5) 簡易ベッド 51,400円×知事が認めた台数 (6) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 知事が必要と認めた額×台数 (7) 簡易病室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額	新型インフルエンザ等患者入院医療機関の設備を購入するために必要な設備購入費 ※

※ (1)(6)(7)の整備は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱に基づく事業に対し使用する場合に限る。

(1)については、初度設備を導入するために必要な需用費（消耗品費）を含む。
 新型コロナウイルス感染症に関する事業に対する経費は使用料および賃借料も含む。

感染症 外来協 力医療 機関	(1) H E P Aフィルター付き空気清浄機（陰圧対応なも のに限る。） 1施設当たり 905,000円 (2) H E P Aフィルター付きパーテーション 205,000円×知事が必要と認めた台数 (3) 個人防護具 3,600円×知事が必要と認めた人数分 (4) 簡易ベッド 51,400円×知事が必要と認めた台数 (5) 簡易診療室及び付帯する設備 知事が必要と認めた額	感染症外来協力医 療機関の設備を購 入するために必要 な備品購入費 ※
-------------------------	---	---

※新型コロナウイルス感染症に関する事業に対する経費は使用料および賃借料も含む。

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、別紙様式1による申請を、同申請書に記載する関係書類を添えて、別に定める期日までに、所轄保健所を経由し知事に提出するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容（軽微な変更は除く。）を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助金と事業にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(変更申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して、追加交付申請等を行う場合には、別紙様式2による申請書を、第5条に定める申請手続に従い、別に定める期日までに、所轄保健所を経由し知事に提出するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する事業実績報告は、事業完了後1ヶ月以内または、翌年度の4月5日のいずれか早い日までに別紙様式3による報告書を、同報告書に記載する関係書類を添えて所轄保健所を経由し知事に提出するものとする。

(標準事務処理期間)

第9条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第8条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

付 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 8 日から施行し、平成 29 年度補助金より適用する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 19 日から施行し、令和元年度補助金より適用する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度補助金より適用する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 22 日から施行し、令和 2 年度補助金より適用する。なお、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱に基づく令和 2 年度整備事業については、令和 2 年 4 月 1 日以降の事業に適用する。